スポーツを観戦しよう！

ー第23回　下田市スポーツ祭　開幕ー

問合せ先：生涯学習課社会教育係　☎㉓５０５５・NPO法人下田市体育協会　☎㉓４８９６

「令和7年度第23回下田市スポーツ祭総合開会式」が、9月10日に市民文化会館大会議室で開催されました。松木市長、山田教育長、田中体協会長からの挨拶があり、中村市議会議長が祝辞を述べました。次いで表彰が行われ、36の団体、個人が優秀章や奨励賞を受賞しました。

スポーツ祭の開会にあたり下田ジュニア競泳会の小川選手が選手宣誓を行い、会場からは大きな拍手が沸きました。

第23回下田市スポーツ祭は、一部種目、団体を除き10月～11月にかけて市内各会場で行われます。詳細は、上記へお問合せください。

9/14　下田市ビーチバレー大会（吉佐美大浜海岸）

優秀選手章を受賞した後藤蓮奈選手（静岡イーストエンジェルス）

第23回下田市スポーツ祭　日程表

下田陸上競技協会	10/19（日）	下田市スポーツ祭伊豆陸上競技 会場：敷根公園グラウンド
下田サッカー協会	①8/23・24（土・日） ②11/1・2（土・日） ③1/31・2/1（土・日）	下田市スポーツ祭 （①・③小学生　②一般）会場：敷根公園グラウンド
下田市テニス協会	10/5（日）	下田市スポーツ祭テニスダブルストーナメント 会場：敷根公園テニスコート
下田市バレーボール協会	10/5（日）…女子 11/30（日）…男子	下田市スポーツ祭バレーボール大会 （一般男子・一般女子） 会場：下田小学校体育館、下田中学校体育館
下田市野球連盟	10/12・19（日）	下田市スポーツ祭軟式野球大会 会場：下田市営グラウンド
下田市水泳協会	10/19（日）	下田市スポーツ祭水泳大会 会場：敷根公園プール
下田市ソフトテニス協会	9/6（土）…中学生 11/8（土）…小学生 12/7（日）…一般	下田市スポーツ祭ソフトテニス大会 会場：敷根公園テニスコート
下田市ゴルフ連盟	12/6（土）・14（日）	下田市スポーツ祭ゴルフ大会 会場：稲取ゴルフクラブ
下田市グラウンドゴルフ協会	11/17（月） （予備日：12/6（土））	下田市スポーツ祭グラウンドゴルフ大会 会場：敷根公園グラウンド
下田市合気会	10/28（火）	下田市スポーツ祭合気道講習会 会場：下田高校武道館
下田市ビーチバレー協会	9/14（日）	下田市スポーツ祭ビーチバレー大会 会場：吉佐美大浜海岸

11月・12月は、税の滞納整理強化月間です!!

～納期内納付をお願いします～

問合せ先：税務課滞納対策係（東本郷庁舎窓口⑦）☎㉕１５３０・収納係☎㉒２２１８

市税は、市民の皆さまの安全で、健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。ほとんどの納税者の方が、納期限までに納税いただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

県内の全市町は、納期内納付をされている方との公平性を保つため県と連携して、11月から12月までの2か月間を『滞納整理強化月間』に設定して、滞納処分の強化に取り組みます。

滞納処分について

税務課では、督促状等を送付しても応答がない場合、財産調査を行います。納付できるにもかかわらず納付のない滞納者に対しては、「賀茂地方税債権整理回収協議会」と連携して、差押、捜索、公売などの滞納処分を行います。

徴収困難な滞納者については、地方税の滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構に移管し、滞納処分の強化を図ります。

賀茂地方税債権整理回収協議会の取組み

平成28年4月から、静岡県と賀茂地域1市5町で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町税の共同徴収に連携して取り組み、滞納者には財産調査、差押、捜索などの滞納処分の強化を行ってきました。賀茂地域1市5町の体制で取組を続けた結果、設置後の9年間で市税全体の徴収率は13%向上し、収入未済額は約5億8千万円縮減しました。今後も引き続き、徴収体制の維持・強化に取り組んでいきます。

困ったときは　早めのご相談を！

市税等の滞納がある方や納期限内に納めることが困難な方は、現在の状況や今後の納付計画を税務課滞納対策係または収納係へご相談ください。

問合せ先
税務課（東本郷庁舎窓口⑦）
滞納対策係　☎㉕1530
収納係　☎㉒2218

督促状の発送
納期限の約20日後に督促状を発送します。

→ **財産調査**
金融機関、勤務先、生命保険会社などに対し、質問及び調査を行います。

→ **財産差押**
財産調査で判明した財産を差押えます。

→ **換価・配当**
差押えた財産は、取立てや公売により換価（換金）し、得た代金は滞納金に充当します。

10月は「里親月間」です

～子どもたちは、あたたかい家庭生活を提供してくれる里親を求めています～

10月は、こども家庭庁が定める「里親月間」です。この機会に、里親制度について、考えてみませんか。

里親制度とは

「里親制度」は、さまざまな事情により家庭での生活が難しい子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解を持って養育する、児童福祉法で定められている制度です。

里親になるには？

特別な資格は必要ありませんが、一定の要件があります。

県が実施する研修を修了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。

里親の種類は？

◇養育里親
子どもが家庭に戻ったり自立したりするまで養育する里親

◇専門里親
養育里親のうち、虐待経験や非行、障害のある子どもを専門知識を生かして養育する里親

◇養子縁組里親
養子縁組により養親となることを希望する里親

◇親族里親
子どもの扶養義務者で、事情により保護者が子どもを養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親

里親になったら？

養育をお願いする期間は、必要に応じ数日間から十数年までとさまざまです。面会や交流を重ねた上で、養育をお願いする子どもを児童相談所が決定します。

養育の悩みや不安には、児童相談所や児童家庭支援センターが相談に応じます。

問合せ先
静岡県賀茂児童相談所
☎㉔2038
福祉事務所社会福祉係（東本郷庁舎窓口⑥）
☎㉒2216